

判決への反発根拠説明せよ

無職 田北 徹（74）

諫早湾干拓に関する地裁・高裁の判決が「地元の事情を認めていない」と、長崎県も諫早市も反発している。司法が判断に取り入れるべき地元の事情とは何なのだろうか。事情のすべては裁判の中で農水省から説明され、その根拠のなさが判決文に明記されている。諫早大水害との関連を心配する人がいるが、諫早湾干拓がそれを防ぐ手だてにならないことは農水省自身が認めている。諫早市の水防を願うなら、国交省が計画している本明川上流部の治水を考える方が先ではないのだろうか。

県と市は「開門で強い潮流が生じる、農業に塩害が及ぶ、調整池の水が農業に使えなくなる」と主張している。しかし仙谷由人官房長官は、潮流を軽減できる開門方法を示唆している。

開門で諫早湾周辺に起こると心配される塩害が、熊本県や佐賀県の干拓地で起こっていないのはなぜだろうか。調整池の水が塩分と汚染の高さから農業に使えないことは金子原二郎前知事自身が認めている。

県知事がこれだけ強く反発するからには、何か根拠がありそうだと思う県民は多いだろう。司法判断のどこが間違っているのかを具体的に県民に説明してほしい。

（長崎市）